

学校における 食物アレルギー対応マニュアル

あわら市教育委員会

2014年12月作成

2016年4月改訂

2018年4月改訂

2020年8月改訂

2022年4月改訂

2024年4月改訂

目 次

1	食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割	1～3
2	学校給食における食物アレルギー対応方針	
	（1） 基本的な考え方	4
	（2） 対応実施基準	5～6
	（3） 学校給食センターにおける対応	7～9
	（4） 対応給食の調理、配送、提供	10
3	食物アレルギー対応の手順	11～14
4	食物アレルギー対応の申請から提供までの流れ	
	（1） 新規申請（新入学児童等）	15
	（2） 更新申請	16
	（継続して食物アレルギー対応給食を希望する児童生徒）	
	（3） 対応開始後の毎月の流れ	17
5	学校における対応	
	（1） 学校給食（対応食の取り扱い）	18～19
	（2） 学校給食以外	20～22
6	緊急性の判断と対応	
	（1） 食物アレルギー発症時の校内役割分担	23
	（2） 症状チェックシート	24
	（3） 食物アレルギーの事故等の報告について	25～27

【資料】

・食物アレルギーに関する基礎知識	28～30
・エピペン [®] の使い方	31

【参考文献】	32
--------	----

各種様式

- 様式 1 食物アレルギーに関する調査票
- 様式 2 学校給食食物アレルギー対応実施申請書
- 様式 3 学校生活管理指導表 [アレルギー疾患用]
- 様式 4 学校給食食物アレルギー対応変更申請書
- 様式 5 面談票 (保護者用)
- 様式 6 食物アレルギー個別取組プラン
- 様式 7 学校における食物アレルギー対応事故報告書
- 様式 8 学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット報告書
- 様式 9 給食提供事故報告書
- 様式 1 0 学校給食食物アレルギー対応食提供実施承諾書

1 食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割

学校では、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長のリーダーシップのもと、教職員及び関係者による「校内食物アレルギー対策委員会」等の組織を設け、学校全体で取り組むことが重要です。

食物アレルギーを有する児童生徒が在籍していない学校においても、学校生活の中で初めてアナフィラキシーを起こす可能性もあるため、食物アレルギーに関する正しい知識、適切な対処法などをあらかじめ習得しておく必要があります。

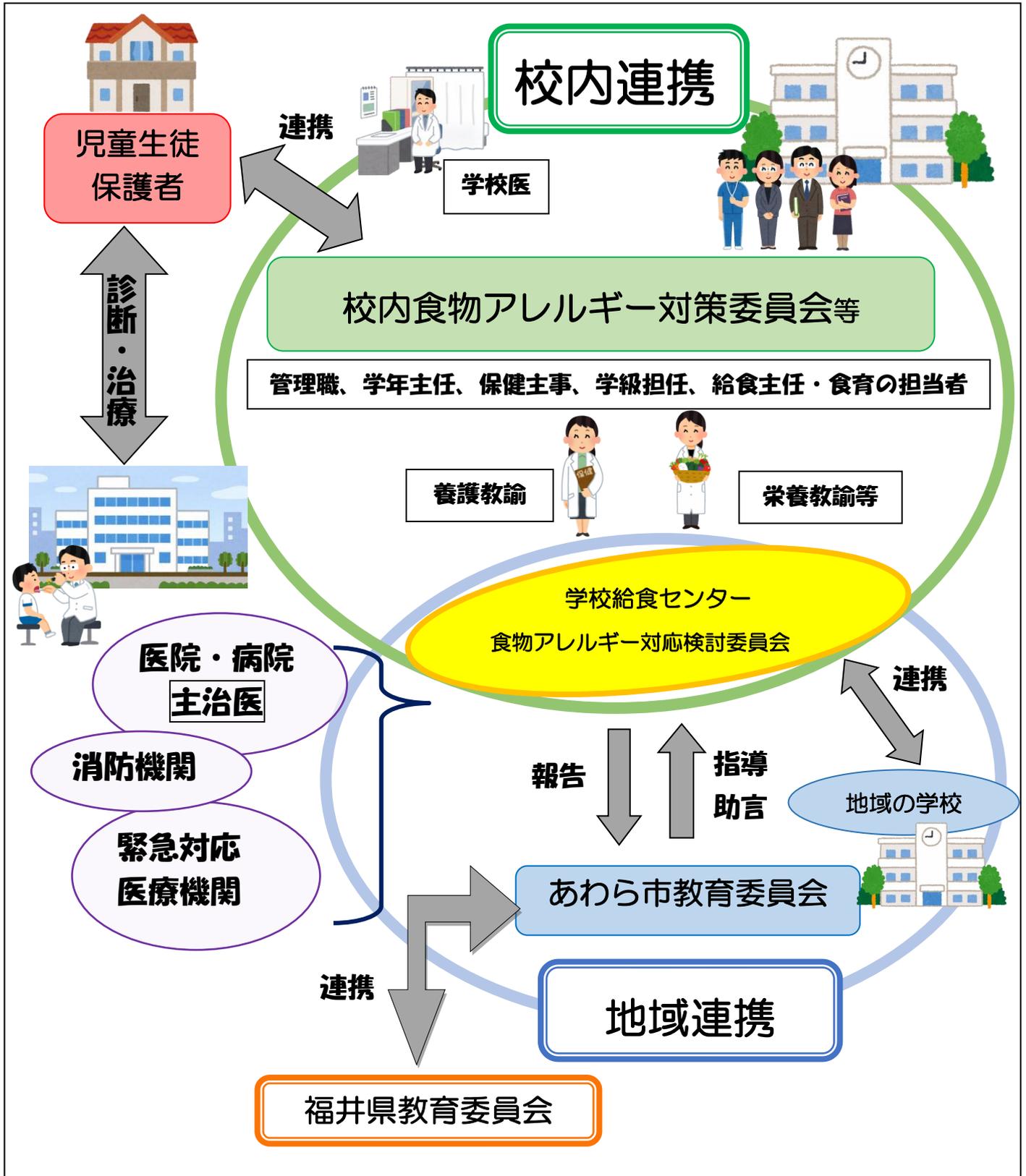
また、食物アレルギー対応については、校内で児童生徒の個々の情報を共有するとともに、保護者や関係機関と連携を図ることが大切です。

職 種	役 割
管理職 (校長、教頭)	<ul style="list-style-type: none">・校内の食物アレルギー対応の総括責任者であり、市教育委員会の方針の主旨を理解し教職員に指導する。・「校内食物アレルギー対策委員会」等を設置する。・食物アレルギー対応検討委員会や学校医との連携を密にし、校内における対応を決定する。・個別の取組プランの最終決定及び全教職員への共通理解を図る。・保護者との面談の際に学校の基本的な考え方等を説明する。・校内研修会を実施し、食物アレルギーに関する正しい知識を習得させる。・緊急時の連携について、消防機関と情報共有を行う。
学級担任	<ul style="list-style-type: none">・関係教職員と連携し、学校生活面における個別の取組プラン（案）を作成し、保護者との面談等により児童生徒の情報や要望を的確に把握する。・食物アレルギーを有する児童生徒の実態、個別の取組プランや緊急時対応等について把握する。・対応食の内容を確認し、給食の配膳や片付け等に注意する。(10ページ参照)・食物アレルギーを有する児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。なお、他の児童生徒に対して、食物アレルギーについて基本的な理解を促す指導を行う。・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努め、保護者から食物アレルギーに関する連絡があった場合は速やかに関係教職員と連携を図る。・学級担任が不在の場合は、事前に代替の教諭へ十分な引継ぎを行う。・進学や転学の場合は、学校間において食物アレルギーを有する児童生徒の情報等を確実に引き継ぐ。

職 種	役 割
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・関係教職員と連携し、学校生活面における個別の取組プラン（案）を作成する。また、保護者との面談等により、児童生徒の症状や食物アレルギー症状が発症した場合の措置方法、緊急時の対応について確認する。 ・学級担任と連携し異常の早期発見・早期対応に努める。 ・対応食提供のある児童生徒が欠席した場合は、学校給食センターへ提供不要の連絡を行う。（他の教職員可） ・主治医、学校医、医療機関と連携する際の中核的な役割を果たす。 ・進学や転学の場合は、学校間において食物アレルギーを有する児童生徒の情報等を確実に引き継ぐ。 ・全教職員が、食物アレルギーに関する正しい知識を習得できるよう校内研修会等を実施する。
栄養教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係教職員や学校給食センターと連携し、個別の取組プラン（案）を作成する。また、保護者との面談等により原因食物や症状、家庭での状況を聴取し学校の実状に応じた対応を検討する。 ・学級担任や養護教諭と連携し、本人の食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。 ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理、指導するとともに安全な給食提供環境を構築する。
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応について保護者、学校給食センター間の窓口となる。 ・食物アレルギーを有する児童生徒を把握し、学級担任や養護教諭、学校給食センターとの連携、また、全教職員の共通理解を図る。
学校給食センター (所長、 管理栄養士)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談等により原因食物や症状、家庭での状況を聴取し学校給食における食物アレルギー対応について検討する。 ・食物アレルギー対応検討委員会へ対応希望者を報告し、決定した内容については学校・保護者へ連絡する。また、学校給食センター職員へ対応内容を伝え共通理解を図る。 ・毎月、保護者と食物アレルギー対応について確認を行い、安全に配慮した対応食を確実に提供する。 ・対応食において原因食物の混入事故のないよう調理指示をする。 ・アドレナリン自己注射薬（以下「エピペン[®]」という。）を所持している児童生徒について消防機関へ報告する。
(調理員)	<ul style="list-style-type: none"> ・要対応者の実態を把握し、本マニュアルに基づき安全かつ確実に作業する。
給食受取担当	<ul style="list-style-type: none"> ・配送車からの受取・配膳等まで校内の指示に従い対応食を的確に取り扱う。

学校における校内及び関係機関との連携体制づくり

学校における食物アレルギーの対応に当たっては、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを完全に予測することはできないことから、教職員全員が児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための校内体制及び関係機関との連携体制を整備することが大切です。



2 学校給食における食物アレルギー対応方針

(1) 基本的な考え方

学校給食は、教育の一環として実施されています。そのため、学校給食は食物アレルギーを有する児童生徒を含め、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることが重要です。

食物アレルギーの原因食物（以下「アレルゲン」という。）や症状は一人ひとり異なるため、誤った対応により成長期に必要な栄養素の摂取不足や生命に関わる重篤な症状を引き起こす場合もあります。そこで、平成27年3月に文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、本市においても食物アレルギー対応マニュアルを改訂し、食物アレルギー対応の方針を示しました。

これを基に全教職員が食物アレルギーについて正しく理解するとともに、学校と家庭、学校給食センター、その他の各関係機関が連携を密にし、適切に対応できる体制を整備することにより、安全性を最優先とした食物アレルギーの対応食提供に努めることとします。

また、食物アレルギーは既往歴のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事や、転校等により新たに食物アレルギーを有する児童生徒が転入してくる可能性もあります。そのため、食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校であっても体制の整備が必要です。

【学校給食における食物アレルギー対応の大原則】

- ◎食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- ◎学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- ◎教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

(2) 対応実施基準

学校給食における食物アレルギー対応食は、以下の基準を満たした場合に実施します。

【食物アレルギー対応食の実施基準】

- ①医師の診断・検査（可能な限り食物負荷試験）により、「食物アレルギー」と診断されていること。
- ②アレルゲンが特定されていること。
- ③家庭でもアレルゲンについて、医師の指示に基づいて食事制限を行っていること。

【原則的な考え方】

「食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。」そのためにも、除去食や代替食の対応については、“安全性”を最優先とし、多段階におよぶ除去食や代替食の提供は行いません。

アレルゲンを「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とします。

多段階対応とは ◇参考例：アレルゲンが「牛乳」の場合◇

- 1) 完全除去
- 2) 少量可
- 3) 加工食品可
- 4) 牛乳を利用した料理可
- 5) 飲用牛乳のみ停止

など、レベルに応じた段階的な対応のことを言います。このような対応は業務が複雑・煩雑となり事故に繋がりがやすいため、学校給食では多段階対応を行いません。

「完全除去」又は「すべての牛乳・乳製品を提供する」の二者択一で対応します。

【留意事項】

①学校給食について

提供をしない食物	そば、生卵、生の魚介類、全てのナッツ類
----------	---------------------

*全てのナッツ類とは、マメ科の落花生（ピーナッツ）、木の実類のくるみ、アーモンド・カシューナッツ・ヘーゼルナッツ等です。

②食物アレルギー対応について

対応ができない食物	野菜、果物、練り製品（魚のすり身）
-----------	-------------------

対応が困難な食物	小麦、大豆
----------	-------

*小麦や大豆は多様な商品に含まれており、安全な対応食の提供が困難な事が多く、対応については要相談となります。

*ある特定の魚にアレルゲンがある場合であっても、「魚類」全てに対応します。

③調味料・だし・添加物について

完全除去を原則とする学校給食においても、症状誘発の原因となりにくい、下記の物については、基本的に除去する必要はないとされています。これらについて対応が必要な児童生徒は、アレルギーに対し重篤なアレルギーがあることを意味します。

原因食物	除去する必要がない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	醤油、酢、味噌、麦茶
大豆	大豆油、醤油、味噌
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤
肉類	エキス

④弁当対応について

以下の（ア）（イ）に該当する場合は、安全な給食提供が困難であるため弁当対応を考慮します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物等で反応が誘発される可能性がある
- b) コンタミネーションや注意喚起表示について、除去の指示がある

コンタミネーション・注意喚起表示（例）

- 同一工場、製造ライン使用によるもの
本品製造工場では△△（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用している「しらす」は、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かにを捕食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

* 上記に該当する恐れがある場合は、対応について主治医に確認をしてください。

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

安全性を最優先に考えるため、施設の設備や人員等を鑑み過度に複雑な対応はできません。

(3) 学校給食センターにおける対応

食物アレルギーを有する児童生徒の症状や給食提供の安全性等を総合的に判断し、以下の対応を組み合わせて実施します。

〈食物アレルギー対応レベル〉

レベル1	詳細な献立表対応
レベル2	弁当持参対応
レベル3	除去食対応
レベル4	代替食対応

学校給食における食物アレルギー対応指針より



食物アレルギー対応専用調理室

① 詳細な献立表対応 [レベル1]

給食の原材料を詳細に記した献立表（必要に応じて成分表）を事前に配布し、それをもとに保護者や学級担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食からアレルゲンを除いて食べる対応です。単品で提供されるもの以外は、調理されると除くことが困難です。

【留意点】

- ・児童生徒自身がアレルゲンを除去できることが前提です。
- ・保護者が詳細な献立表を確認し、児童生徒自身に除去する食品をよく理解させる必要があります。
- ・この対応は、最も誤食事故が起きやすい対応です。学級担任は除去するアレルゲンを理解し、学校給食の内容を日々確認する必要があります。
- ・誤食などによりアレルギー症状が出た場合の措置方法等について、全教職員で情報を共有します。

* 「詳細な献立表」は全てのレベルにおいて、提供します。

② 弁当持参対応について [レベル2]

弁当 対応	一部	対応食の提供が困難な料理の一部に対し、弁当を持参する対応
	全部	対応食提供が困難な日の献立全てに対し、弁当を持参する対応
完全弁当		ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こすなど、日々の安全な給食提供が困難な場合に、毎日弁当を持参する対応

【留意点】

- ・保護者は詳細な献立表を事前に確認し、弁当持参の日を決めます。学校給食センターは対応内容について学校と情報を共有します。
- ・学校（学級）では、食物アレルギーについて他の児童生徒にも正しく理解させ、本人が精神的な負担を感じないように配慮します。また、学級担任は食物アレルギー症状をよく理解する必要があります。
- ・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決めます。

③ 除去食対応について [レベル3]

調理の段階でアレルゲンを取り除いた給食を作り、提供します。

例：卵アレルギーの場合 ⇒ 卵スープは卵を加えずに調理し提供

【留意点】

- ・保護者は詳細な献立表を事前に確認し、アレルゲンのチェックを行います。
- ・除去食の栄養素不足については、家庭で補う必要があります。
- ・医師の診断や指示に沿って可能な範囲で給食対応を行います。
- ・安全性を第一に調理の単純化や誤配食の防止などを図るため、ひとつの料理に複数の原因食物が使用されている場合は、そのすべてを含まない除去食を提供します。

例) 給食献立「八宝菜」の場合

イカアレルギーの児童A、卵アレルギーの児童Bへの対応が必要になるため、「イカ」と「うずら卵」の両方を取り除いた給食を提供します。

④ 代替食対応について [レベル4]

除去によって不足するエネルギー等を補うために、アレルゲンを含まない食品を使用した代替食を提供します。

例1) 魚アレルギーの場合：魚フライ ⇒ チキンカツ

例2) 乳製品アレルギーの場合：牛乳プリン ⇒ 果物ゼリー

【留意点】

- ・保護者は詳細な献立表を事前に確認し、アレルゲンのチェックを行います。
- ・医師の診断や指示に沿って可能な範囲で給食対応を行います。
- ・安全性を第一に調理の単純化や誤配食の防止などを図るため、ひとつの料理に複数の原因食物が使用されている場合は、そのすべてを含まない代替食を提供します。
- ・予定していた対応食が物資の都合等により変更になる場合は、必ずアレルゲンを含まない対応食品を用意します。必要に応じて学校給食センターから保護者に連絡します。



～対応食の例～

除去食対応 【牛乳・乳製品アレルギーの場合】	
通常献立	対応食
	
<p>飲用牛乳</p> <p>野菜たっぷりミルクスープ (牛乳・バター使用)</p>	<p>飲用牛乳停止</p> <p>野菜たっぷりコンソメスープ (牛乳・バター除去/コンソメで調理)</p>

代替食対応 【卵アレルギーの場合】	
通常献立	対応食
	
<p>オムレツ (卵使用)</p>	<p>豆腐ハンバーグ (卵不使用)</p>

(4) 対応給食の調理、配送、提供

学校給食センターには食物アレルギー対応専用の調理室があり、担当調理員が安全性に配慮しながら、アレルゲンと隔離した状態で調理や配食を行います。調理後は、児童生徒個人の専用容器に配食し、複数の職員で確認後、各学校のコンテナに積み込み、配送します。



個人用容器・保温ポット



対応食は、他の給食と交わらないよう、
区別されたカゴに入れて配送されます。



学校名

アレルギー食が入っているコンテナ

給食受取担当者は、配送表とアレルギー対応表で確実に、
その日のアレルギー対応児童生徒の確認をします。

容器から食器へ移しかえる様子



<教室での確認事項>

- ・献立内容確認 ・給食当番の役割確認
- ・配膳時の注意 ・おかわり等を含む喫食時の注意
- ・片付け時の注意 ・その他交流給食などの注意 等

3 食物アレルギー対応の手順

(1) 申請書の提出

学校給食において食物アレルギーの対応が必要な場合、保護者は「学校給食食物アレルギー対応実施申請書様式2」と「学校生活管理指導表様式3」等を市教育委員会へ提出します。

なお、下記アの場合は、例年12月中旬頃に学校給食センターで対応を希望する保護者を対象に説明会を実施し、その後、申請書等を提出いただきます。

申請 時期	ア、新小学1年生：就学時健康診断（10月頃）に合わせ「食物アレルギーに関する調査票様式1」を実施する。対応希望者を把握し、説明会を実施
	イ、更新時（10月）：毎年7～8月頃に対応の見直しや継続の確認を行う
	ウ、新規診断及び転入時：新規発症や転入時の場合、随時

(2) 食物アレルギー個別取組プラン（案）の作成

学校生活管理指導表など提出された書類をもとに、関係教職員、学校給食センター管理栄養士が連携し、食物アレルギー個別取組プラン（以下「取組プラン」という。）（案）様式6を作成します。

(3) 保護者との個別面談を実施 *個別面談の実施は対応内容等を考慮し、適宜実施する。

家庭での対応状況や過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）の情報等を十分に把握するために個別に面談を行います。また、取組プラン（案）について話し合い、適切な対応を検討します。

【面談者】学校教職員
（管理職・学級担任・保健主事・養護教諭・給食主任、栄養教諭など）
学校給食センター管理栄養士

(4) 食物アレルギー対応検討委員会の開催

保護者から提出された書類や面談記録をもとに、食物アレルギー対応検討委員会を開催します。対応の内容について協議し、決定します。

【構成委員】各部会の代表者（校長会・教頭会・養護教諭部会・学校給食部会・保健安全部会）、
栄養教諭、給食センター所長・管理栄養士、市教育委員会職員

(5) 対応内容の決定と通知、報告

市教育委員会は食物アレルギー対応検討委員会で決定した対応内容について、保護者には「決定通知書」、学校には「決定報告書」を送付します。

(6) 取組プランの情報共有（保護者・教職員・学校給食センター職員）

学校長は決定した取組プランについて保護者へ通知し、了承を得ます。学校においても、管理職は全教職員に周知徹底し、共通理解を図ります。

(7) 対応の開始

学校及び学校給食センターにおいて、安全に学校給食を提供できる体制を最終確認し、対応を開始します。

栄養教諭、また、給食センター管理栄養士は調理上の具体的な手順等を調理指示書に示して、作業工程表・作業動線図を確認しながら、アレルギーの混入や誤食の無いように調理員に周知徹底を図ります。

学級担任は誤食が起こらないように、対象児童生徒に管理や指導を行います。

*エピペン[®]を所持している児童生徒については、「学校生活管理指導表様式3」を用いて、年度初め頃に市教育委員会から消防署へ毎年報告する。

(8) 評価・見直し

毎年、更新時期には対応の評価と見直しを行う。

なお、保護者が対応の継続を希望する場合は、毎年、「学校給食食物アレルギー対応実施申請書様式2」と「学校生活管理指導表様式3」の提出を求めます。

●食物アレルギー個別取組プラン●

(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」では、「食物アレルギー個別取組プラン」は、個々の児童生徒に対して必要な取組を学校の実状に即して行うため、学校が立案し保護者と協議決定するものとあります。

以下(1)～(8)の内容を含む取組プラン様式6を作成し、安全な学校生活に配慮します。

(1) 児童生徒の食物アレルギーについて

(2) 学校給食における対応内容について

(3) 学校生活面

アレルギー疾患のある児童生徒への具体的な取組や考え方について

(4) 情報共有に関する確認

(5) 処方薬等および管理について

(6) 発症時の対応

(7) 緊急連絡先

(8) かかりつけの医療機関

内容	担当	役割
(1) (2)	学校給食センター	管理栄養士・栄養教諭が中心となって、取組実践に向けた準備を行う。
(3)～ (8)	学校	学校生活管理指導表に基づき個々の児童・生徒ごとに作成し、各学校の実状に合わせた内容で立案する。運用・管理については学校が中心となって行い、管理職は進級・進学の際には全教職員へ共通理解を図る。

●取組プランの作成・運用について●

食物アレルギーの対応については、学校と学校給食センターが連携して取組プランを作成し、運用します。取組プランは、全教職員が確認できるような場所に保管します。

(個人情報のため、取り扱いには十分にご注意ください。)

【新規（小学1年生）の場合】 *有効期間は1年6ヶ月間



時 期	学校	学校給食センター	
入学前	10月	(就学時健康診断) 食物アレルギーを有する児童の把握	
	12月	対応希望の保護者に説明会を実施	
	2月	取組プラン(案)作成	
		保護者と個別面談(管理職・教職員・給食センター職員が出席) *1	
	3月	取組プラン完成	
取組実践に向けた準備		取組実践に向けた準備	
入学後	4月	取組プランの内容を共通理解(全教職員・保護者)	
		取組プランの内容を共通理解(センター全職員)	
		「取組プラン」に基づき対応を開始	
6~8月	必要に応じて保護者と意見交換の場を設けるなど、安全な学校生活が送れるよう配慮		

※1 2月末食物アレルギー対応検討委員会を開催し、対応内容を検討し決定する。

【通常（更新）の場合】 *有効期間は1年間(10月1日~翌年9月末まで) *中学3年生は更新不要。(中学2年生時に更新後、有効期間を1年6ヶ月間とし卒業まで対応)

時 期	学校	給食センター
6月		更新に係る申請書類の配布
7~8月	取組プラン(案)作成	
	保護者と個別面談(管理職・教職員・給食センター職員が出席) *2 *適宜実施する	
9月	取組プラン完成	
	取組実践に向けた準備	取組実践に向けた準備
	取組プランの内容を共通理解(全教職員・保護者)	取組プランの内容を共通理解(センター全職員)
10月	「取組プラン」に基づき対応を開始	
4月	取組プラン内容を共通理解(全教職員・保護者)	取組プラン内容を共通理解(センター全職員)

※2 8月末に食物アレルギー対応検討委員会を開催し、対応内容を検討し決定する。

【小学校から中学校への引継ぎ】

時 期	学校	給食センター
小学校(6年)	2月	関係書類3点を中学校へ送付 ・継続報告書 ・学校生活管理指導表(写) ・取組プラン(案)*中学生用
中学校	3月	取組プラン完成
		取組実践に向けた準備
	4月	取組プランの内容を共通理解(全教職員・保護者)
		取組プランの内容を共通理解(センター全職員)
	「取組プラン」に基づき対応を開始	



<食物アレルギー対応の解除について>

- 解除の申請については、随時または更新時に受け付けます。その際は、必要に応じて面談等で詳細の確認を行います。
- 除去が必要だったアレルゲンに対し、学校での対応が不要になった場合は、保護者が「食物アレルギー対応変更申請書様式4」を提出し、対応の解除を求めます。
なお、対応の解除については、保護者が主治医の指示のもと記入します。
 - ・家庭でも症状が出ないことを確認する
 - ・医師から解除可能の診断を受ける
- 解除の場合は、主治医からの「学校生活管理指導表」や「診断書」等の提出は不要です。
- 申請書受理後、食物アレルギー対応検討委員会において対応解除を決定します。
- 解除後も体調の悪い時や運動時には症状が出現する恐れがあるため、緊急時の対応についての確認が必要です。



4 食物アレルギー対応の申請から提供までの流れ

(1) 新規申請（新入学児童の場合）※転入生、新規発症の児童生徒は随時受付

時期	実施内容	目的・役割など
10月～ 12月上旬	①就学時健康診断	学校給食において食物アレルギー対応が必要な児童の把握 市教育委員会：就学時健康診断時に、「食物アレルギーに関する調査票 ^{様式1} 」を送付する。 学校（養護教諭）：食物アレルギー対応を希望する児童について取りまとめる。
12月中旬	②説明会の開催	対応を希望する保護者へ説明会を開催 学校給食センター：各学校へ対象者を報告する。保護者へは説明会の開催通知を送付し、給食提供について説明する。
1月下旬	③申請書等の提出	保護者は、学校給食食物アレルギー対応実施申請書 ^{様式2} 、学校生活管理指導表 ^{様式3} 、面談票等 ^{様式5} を給食センターへ提出 学校給食センター：申請書類を参考に取組プラン（案）を作成し、面談の日程調整等を行う。
2月中旬	④個別面談の実施	申請書等に基づき、保護者、学校教職員、給食センター職員で面談を実施し、食物アレルギーに関して詳細な内容の確認・把握を行う 学校給食センター：面談記録を作成し、学校と情報共有を図る。
2月下旬～ 3月上旬	⑤食物アレルギー対応検討委員会の開催	学校給食における食物アレルギー対応の是非を検討 学校給食センター：新規申請書類を取りまとめ、会議の準備をする。
3月上旬	⑥決定内容の通知	保護者へ「決定通知書」、学校長へ「決定報告書」を送付 学校給食センター：取組プランを作成する。 学 校：取組プランを作成し、関係教職員・保護者で情報を共有する。
3月中旬 以降	⑦詳細な献立表確認 ⑧個人献立表の確認	翌月分の献立について内容を確認 学校給食センター：要対応者用の詳細な献立表と個人献立表を作成し保護者へ送付する。 （入学前のやりとりは学校を経由せず、郵送などで行う。） 保 護 者：決定通知書に基づき、翌月の対応について確認する。学校給食食物アレルギー対応食提供実施承諾書（以下、「承諾書」という） ^{様式10} を給食センターに提出する。
3月下旬	⑨個人チェック表送付	保護者確認後、翌月分の対応（個人チェック表）を学校へ送付する 学校給食センター：学校用の個人チェック表を作成し、学校へ送付する。 学 校：関係教職員（管理職、担任、給食受取担当等）に配布する。
4月～	⑩対応開始	学校・学校給食センターは安全な学校給食が提供できる体制を整え対応を開始 学 校：要対応者の給食の受取から提供、喫食までの流れを確認し、個人チェック表の該当献立や対応内容を確認する。

※対応開始後は、毎月⑦～⑨について学校を経由して行います。

※新規申請の有効期間は1年6か月としています。

(2) 更新申請（継続して食物アレルギー対応給食を希望する児童生徒）

時期	実施内容	目的・役割など
6月中旬頃	①更新手続きの通知 * 1年毎更新	要対応者の保護者へ、「学校給食食物アレルギー対応実施申請書」 様式2 と「学校生活管理指導表」 様式3 など申請書類一式を送付 学校給食センター：関係書類一式を学校へ送付し、関係各学校の給食主任に書類の配布や取りまとめ、面談の日程調整を依頼する。 学 校：関係書類一式を保護者へ配布する。
7月～ 8月中旬	②申請書類の提出	保護者は、必要書類一式を学校へ提出 学 校：保護者から提出された関係書類は学校給食センターへ送付し、面談の日程調整を行う。
8月中旬	③個別面談の実施 * 面談は必要に応じて適宜実施する。	申請書等に基づき、保護者、学校教職員、学校給食センター職員で面談を実施し、食物アレルギーに関して詳細な内容の確認・把握を行う 学校給食センター：取組プラン（案）を作成する。また、面談後は記録表を作成し、学校と情報を共有する。
8月下旬	④食物アレルギー対応検討委員会の開催	食物アレルギー対応の是非を検討 学校給食センター：更新申請の書類をまとめ、会議の準備をする。
9月上旬	⑤決定内容の通知	保護者へ「決定通知書」、学校長へ「決定報告書」を送付 学校給食センター：取組プランを作成する。 学 校：取組プランを作成し、関係教職員・保護者で情報を共有する。
9月中旬～ 下旬頃	⑥詳細な献立表確認 ⑦個人献立表の確認	翌月分の献立について内容を確認 学校給食センター：要対応者用の詳細な献立表と個人献立表を作成し保護者へ送付する。 保 護 者：決定通知書に基づき、翌月の対応について確認する。 承諾書 様式10 を給食センターに提出する。
9月末	⑧個人チェック表送付	保護者確認後、翌月分の対応（個人チェック表）を学校へ送付 学校給食センター：学校用の個人チェック表を作成し、学校へ送付する。 学 校：関係教職員（管理職、担任、給食受取担当等）に配布する。
10月1日～	⑨対応開始	学校・学校給食センターは安全な学校給食が提供できる体制を整え対応を開始 学 校：要対応者の給食の受取から提供、喫食までの流れを確認し、個人チェック表の該当献立や対応内容を確認する。

※更新後は、毎月⑥～⑧が繰り返しとなります。

※小学6年生で給食対応している児童は、中学校入学後もそのまま継続します。

（年度末に、市教育委員会から当該児童の入学予定中学校へ「継続報告書」を送付します。）

※継続不要な場合に保護者は、「学校給食食物アレルギー対応変更申請書」**様式4**を市教育委員会へ提出してください。

(3) 対応開始後の毎月の流れ

食物アレルギー対応食の提供までに、対応内容の確認を保護は前月のうちに実施します（毎月1回確認）。対応食は、保護者の同意のもと提供します。

時期	学校給食センター	学校	保護者
10日頃	<ul style="list-style-type: none"> 翌月分の献立決定 		
17～20日頃	<ul style="list-style-type: none"> 詳細献立表、個人献立表を作成 学校を通じて、保護者へ送付（必要に応じ、加工食品等の詳細な成分表も送付） 	<ul style="list-style-type: none"> 要対応者へ配布（教頭→給食主任→各担任） 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細献立表にて原因食品を確認し、個人献立表と照らし合わせ、対応内容の確認を行う。 ※承諾書以外の書類は、返却不要
23～25日頃	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの承諾書内容を確認し、個人チェック表を作成 	<ul style="list-style-type: none"> すべての要対応者から書類が提出されていることを確認し、学校給食センターへ送付（教頭←給食主任←学級担任） 	<ul style="list-style-type: none"> 確認後、<u>承諾書に署名し</u>、学校へ提出。 提出が困難な場合は、給食センターへ直接提出可
27日以降	<ul style="list-style-type: none"> 学校へ個人チェック表を送付 	<ul style="list-style-type: none"> 個人チェック表を、関係教職員に配布 給食主任→管理職 →学級担任 →給食受取担当等 	
1日～	<ul style="list-style-type: none"> 対応食の提供（必要に応じて学校や保護者と連絡をとる） 	<ul style="list-style-type: none"> 給食受取担当者は個人チェック表で、間違いなく配送されていることを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 対応食の有無について子供と一緒に確認する 欠席する場合は、対応食が不要であることを学校へ伝える

※上記記載の時期はおおよその目安です。夏休み等、長期休暇前は時期が早まる場合があります。

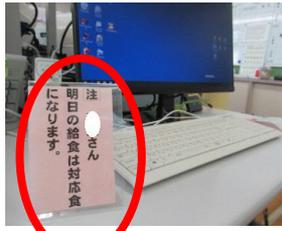
5 学校における対応

(1) 学校給食における対応食の取り扱い

学校では、家庭から持参した弁当や、学校給食センターから配送された対応食の管理等について事前準備を行い、当日は確実に対象児童生徒へ提供し、誤配食がないよう十分に注意する必要があります。

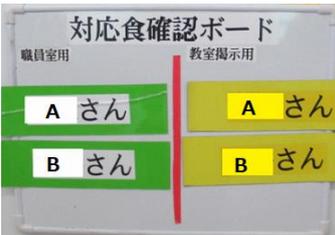
① 弁当対応（弁当対応（一部・全部）又は完全弁当対応）の実践例

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。 ・食物アレルギー個人チェック表のファイルを作る。 （教室用、配膳室用、管理職用など） ・対応食について確認する担当教諭を決めておく。 ・対応食の有無について知らせるためのマグネットやカードなどを作る。
前日	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教諭は前日のうちに、翌日対応食があることを全教職員に伝える。
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、本人が登校後に職員室へ弁当を持参し、担当教諭が預かる。対応食についてチェックをし、給食時間まで安全で衛生的に管理する。 ・給食時間に本人が職員室へ取りに来て、担当教諭と確認後、教室へ運ぶ。 4時間目終了後、5分以内に取りに来ない場合は、教頭が教室へ連絡する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任は、学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・学級担任は、食物アレルギーを有する児童生徒の給食は一番初めに配膳するなどし、アレルギーと接触しないように配慮し、クラスメイトにも指導する。

	<p>「アレルギーを含む食べ物は入れないこと」と記載された、食物アレルギー専用冷蔵庫。（弁当対応の場合）</p>
	<p>弁当・除去食・代替食がある日に担任の机の上に置かれた「対応食あり」のお知らせカード。</p>

②除去食・代替食対応の実践例

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー個人チェック表のファイルを作る。 (教室用、配膳室用、管理職用など) ・対応食について確認する担当教諭を決めておく。 ・対応食の有無について知らせるためのマグネットやカードなどを作る。
前日	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教諭は前日のうちに、翌日対応食があることを全教職員に伝える。
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教諭は、朝、口頭と日報で全教職員に知らせる。 ・担当教諭は職員室や教室の見えるところに、マグネットで対応の有無について知らせる。 ・配送時に対応食がきちんと届けられたか、食物アレルギー個人対応表に基づき確認する。 ・配送された対応食は担当者が職員室へ持っていき、教頭はチェック後、預かる。 (教頭不在時の担当者を決めておく。) ・本人が対応食を職員室へ取りに行く。4時間目終了後、5分以内に取りに来ない場合は、教頭が教室へ連絡する。 ・担任は、食物アレルギー個人献立対応表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、本人に対応食が提供されたかファイルに記録し保存する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、誤食事故がないように注意する。担任が不在の時にも対応できるように情報共有をしておく。 ・学級担任は、食物アレルギーを有する児童生徒の給食は一番初めに配膳するなどし、アレルゲンと接触しないように配慮し、クラスメイトにも指導する。

	職員室掲示用と教室掲示用のマグネットを準備
	教頭の机上横に設置された、対応食を預かっておくためのカゴ

(2) 学校給食以外

①学校生活での留意点

食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活を安全・安心なものにするためには、学校給食以外にも配慮することが大切です。特に学校における次の活動は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため、注意する必要があります。

ア、食物・食材を扱う授業・活動

食物アレルギーを有する児童生徒によっては、食べるだけでなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことなど、ごく微量のアレルゲンでも発症する場合がありますため、十分に配慮する必要があります。

活動内容 (例)	対応 (例)
校外活動 部活動	弁当やおやつの交換をしない。
調理実習 食育体験活動 小麦粘土を使用する図工授業 文化祭 学級活動 (お楽しみ会など)	アレルゲンとなる食材を使用する場合は、触れることや喫食することがないように注意する。
宿泊を伴う学習 (修学旅行、自然教室など)	全ての食事メニューと使用食品を確認する。 (加工食品は成分表等で原材料を確認する)

イ、運動 (食物依存性運動誘発アナフィラキシー)

- ・運動前4時間以内はアレルゲンの摂取を避ける。
- ・アレルゲンを食べた場合は、以降4時間の運動は避ける。
- ・保護者と相談して運動を管理する。

ウ、校外活動・部活動

- ・食物アレルギーを有する児童生徒について、引率教職員全体で情報共有する。
(アレルゲン、症状、救急治療薬の有無、緊急連絡先など)
- ・重篤な症状が出現した場合を想定して、搬送する医療機関等を事前に把握する。
- ・必要に応じて、主治医からの紹介状 (緊急時の指示書) 等を用意する。
- ・事前に活動先等と連絡を取り、食事内容について確認し、配慮を要請する。
- ・少しでも発作の兆候がある場合は、教職員へ伝えるよう指導する。

②食物アレルギーに関する指導

食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るためには、アレルギーを有する児童生徒の状況について、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮することが重要です。

そのため、保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、アレルギーの有無に関わらず、児童生徒の発達の段階に合わせて、食物アレルギーに関する内容を指導する必要があります。

ア、食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー症状の発症を防ぐためには、アレルゲンを摂取しないよう常に配慮することが第一の対策となります。

そのため学校においても、児童生徒の理解度や発達の段階に応じた食に関する指導、保健指導、生活指導等を行い、自己管理能力を育成することが大切です。

【学級での指導】

学級に食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合には、事前に本人と保護者の了承を得た上で、アレルギーの基本的な理解を促すなどの指導を行う。

指導事項	指導内容（例）
食物アレルギーについて	アレルゲンについて⇒好き嫌いとの違い アレルギーの症状⇒かゆみ、目の充血、じんましん、腹痛、息苦しさ等
食事を安全に楽しむために	配食時の注意⇒最初に配食、自分で配食、継ぎ足し禁止等 食事中の注意⇒おかわり時の注意、食べ散らかさない等 座席の配慮⇒重篤なアレルギー症状がある場合は、担任の机横で喫食するなど、他の児童生徒との間隔をとる。
学級でのルール	・おみやげ（お菓子）配布の注意等
体験学習や校外学習時の注意事項	・運動で誘発されることがある ・おやつや弁当の交換をしない ・食べなくても、触れるなどで症状が出る場合がある等
緊急時の対応	具合が悪い友達をみつけた場合は、すぐに近くにいる教職員に伝える等

【個別指導】

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施する。

指導事項	指導内容（例）
自分で判断できる能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーについて正しい知識をもち、症状を理解する ・緊急時処方箋（内服薬・吸入薬・エピペン[®]）の使用方法を理解し、発症した場合には周囲に知らせることができる等 ・食品表示等を参照し、アレルゲンを自分で避けることができる ・生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣やストレスの対処方法等を理解する ・友達からお菓子などを勧められた時に、きちんと断り、その理由も説明できる
給食時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の流れに沿って確認する ・毎朝、対応食の有無を確認する等
栄養摂取における家庭での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指導のもと必要最小限の除去に留め、摂取可能な範囲で喫食できるよう努める ・アレルゲンの除去による栄養素の不足について家庭で補う必要性があることを理解させる等
<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスや精神面でのサポートを行う。 ・指導を行う際には、アレルギーの症状や発達段階に合わせ、必要に応じて主治医の指導や助言を受けながら行う。 	

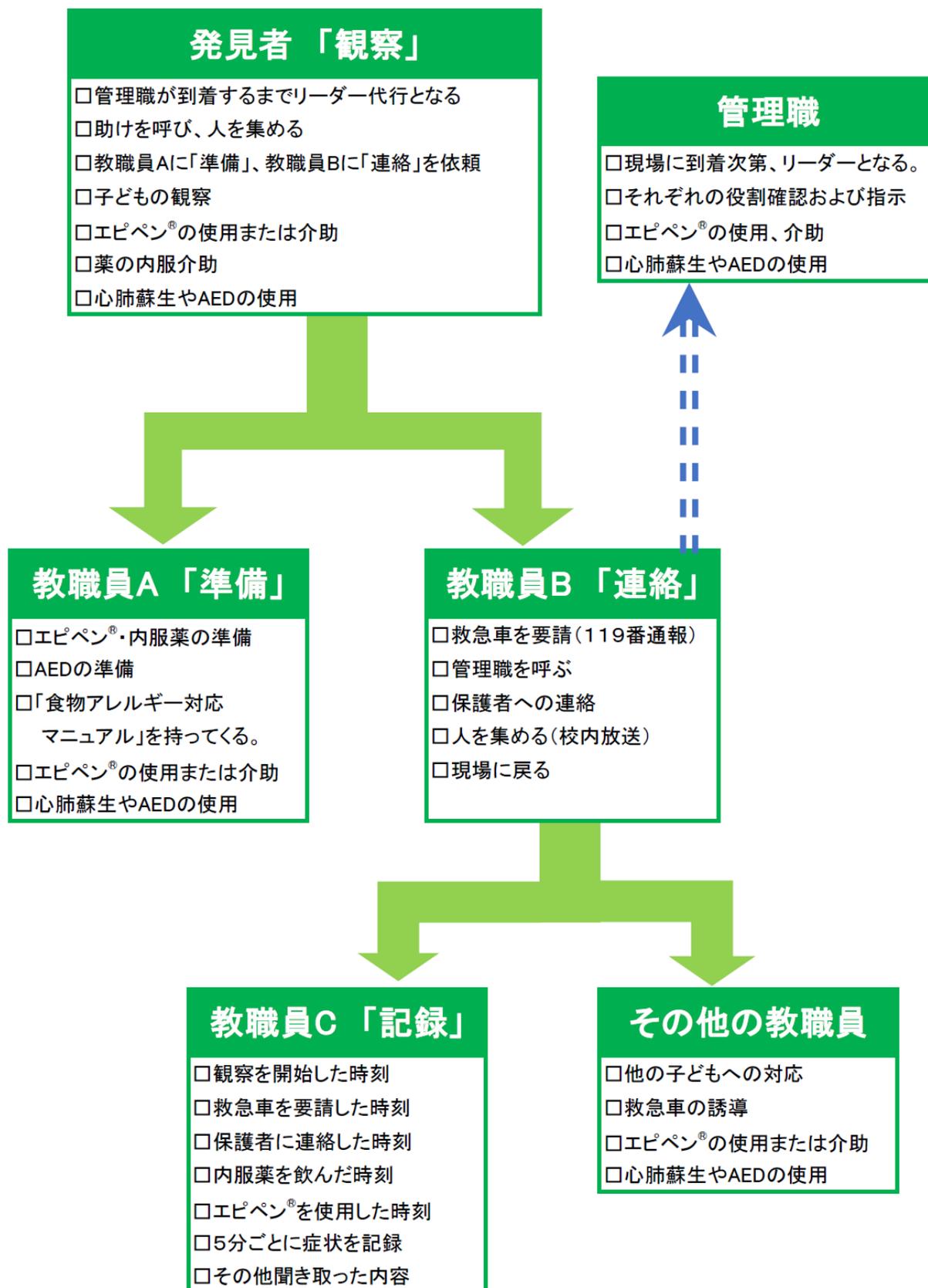
③校内研修

食物アレルギーを有する児童生徒について、情報を正しく理解して共有するとともに、校内研修を実施して、教職員全員が緊急時に適切に対応できるよう備える必要があります。

研修時期	<ul style="list-style-type: none"> ・年度はじめ（給食開始まで）に必ず全教職員の共通理解を図る。 ・校外学習や宿泊を伴う活動の前などに必要に応じて実施する。
研修内容（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーの基本的な知識の理解 ・校内及び関係機関との連携体制の構築 ・学校生活での配慮事項 ・緊急時の対応

6 緊急性の判断と対応

(1) 食物アレルギー発症時の校内役割分担



(2) 症状チェックシート

- 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに注意深く症状を観察する。
- の症状が一つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する。
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題はない。)

発症者 氏名	学年・組	年 組
学校名	性別	男 / 女

食べた 時刻 (時 分)	何を食べたか()
---------------	-----------

観察を開始した時刻(時 分)	救急車を要請した時刻(時 分)	保護者連絡した時刻(時 分)
-----------------	------------------	-----------------

内服した時刻 (時 分)	エピペン®を使用した時刻 (時 分)
---------------	---------------------

時刻 時 分 時 分 時 分	皮膚の 症状	強いかゆみ 全身に広がるじんましん 全身が真っ赤	軽度のかゆみ 数個のじんましん 部分的な赤み
-------------------------	-----------	--------------------------------	------------------------------

時 分 時 分 時 分	目・口・ 鼻・ 顔面の 症状	顔全体の腫れ まぶたの腫れ	目のかゆみ、充血 口の中の違和感、唇の腫れ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
-------------------	-------------------------	------------------	--

時 分 時 分 時 分	消化器の 症状	持続する強いお腹の痛み (がまんできない) 繰り返し吐き続ける	中程度のお腹の痛み 1~2回のおう吐 1~2回の下痢	軽いお腹の痛み 吐き気
-------------------	------------	---------------------------------------	----------------------------------	----------------

時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分	呼吸器の 症状	のどや胸が締め付けられる 声がかすれる 犬がほえるような咳 息がしにくい 接続する強い咳き込み ゼーゼーする呼吸	数回の軽い咳	一つでもあてはまる場合
--	------------	---	--------	-------------

時 分 時 分 時 分 時 分 時 分	全身の 症状	ぐったり 意識もうろう 尿や便を漏らす 脈が触れにくいまたは不規則 唇や爪が青白い	一つでもあてはまる場合	① 内服薬を飲ませる ② 保健室または、安静にできる場所 へ移動する ③ 少なくとも1時間は5分ごとに症状 の変化を観察し、症状の改善が 見られない場合は、医療機関を 受診する <b style="color: #000080;">安静にし、 注意深く経過観察
---------------------------------	-----------	---	-------------	---

上記の症状が一つでもあてはまる場合

- ① ただちにエピペン®を使用する
 - ② 救急車を要請する(119番通報)
 - ③ その場で安静にする
立たせたり、歩かせたりしない
 - ④ その場で救急隊を持つ
 - ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ① 内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
 - ② 速やかに医療機関を受診する
 - ③ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が一つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

安静にし、
注意深く経過観察

(3) 食物アレルギーの事故等の報告について

①学校

給食・授業・校外学習・遠足などで、食物アレルギー関係の事故事例・ヒヤリハット事例が起こった場合には、直ちに市教育委員会に第一報を報告し、その後速やかに報告書を提出する。また、学校給食に関する事例については、学校給食センターへも報告する。

◆事故事例として報告するもの様式7

- ・原因となる食物を食べてしまった事故のうち、アまたはイに当てはまる場合

ア、医療機関にかかった場合

【症状】中等症：全身のじんましんや強いかゆみ、明らかな腹痛、嘔吐、咳など、イ、エピペン使用、AED使用、救急搬送等、児童生徒の生命に関わる事故

【症状】重症：全身の症状（中等症の症状に加え、意識朦朧、失禁等）

呼吸器の症状（持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸等）

消化器の症状（がまんできない腹痛・繰り返す嘔吐等）

※イの場合は、市教育委員会から県教育委員会へ至急電話にて報告し、速やかにメールまたはFAXで報告書を送付する。

◆ヒヤリハット事例として報告するもの様式8

- ・事故を未然に防ぐことができた場合
- ・原因となる食物を食べてしまった事故のうち、医療機関にかからずに経過観察や内服薬で改善した緊急性を要しない場合

【症状】軽症：部分的なかゆみやじんましん、弱い腹痛や吐き気、弱い咳や鼻水等

	事故事例様式7	ヒヤリハット事例様式8
提出書類	学校における食物アレルギー対応事故報告書	学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット報告書
報告方法	書類を作成し、市教育委員会へ持参し報告する。 事故事例②の場合は、市教育委員会から県教育委員会へも報告する。 連絡先：福井県教育庁保健体育課 学校保健安全グループ TEL：20-0384 FAX：20-0672	書類を作成し、市教育委員会へ報告する。

具体的なヒヤリハット事例報告

牛乳・乳製品アレルギーでエピペンを持参している児童と同じ班の子が、牛乳をこぼし、当該児童にかかりそうになった。

汁物の代替食がある生徒が食器に移し変えた後、給食当番が通常の給食の残っていた汁物を当該生徒の汁物に継ぎ足してしまった。(本人が気づき、食べることはなかった。)

宿泊学習等で、牛乳・乳製品アレルギーのある児童がいるのにもかかわらず、乳の成分が入っているカレールウを使ってカレー作りを行った。(本人が気づき、食べることはなかった。)

②学校給食センター

学校給食センターにおいて、食物アレルギー対応食の提供事故が起こった場合には、学校と連絡を取り合い、すぐに市教育委員会に電話にて報告し、その後、速やかに報告書を提出する。

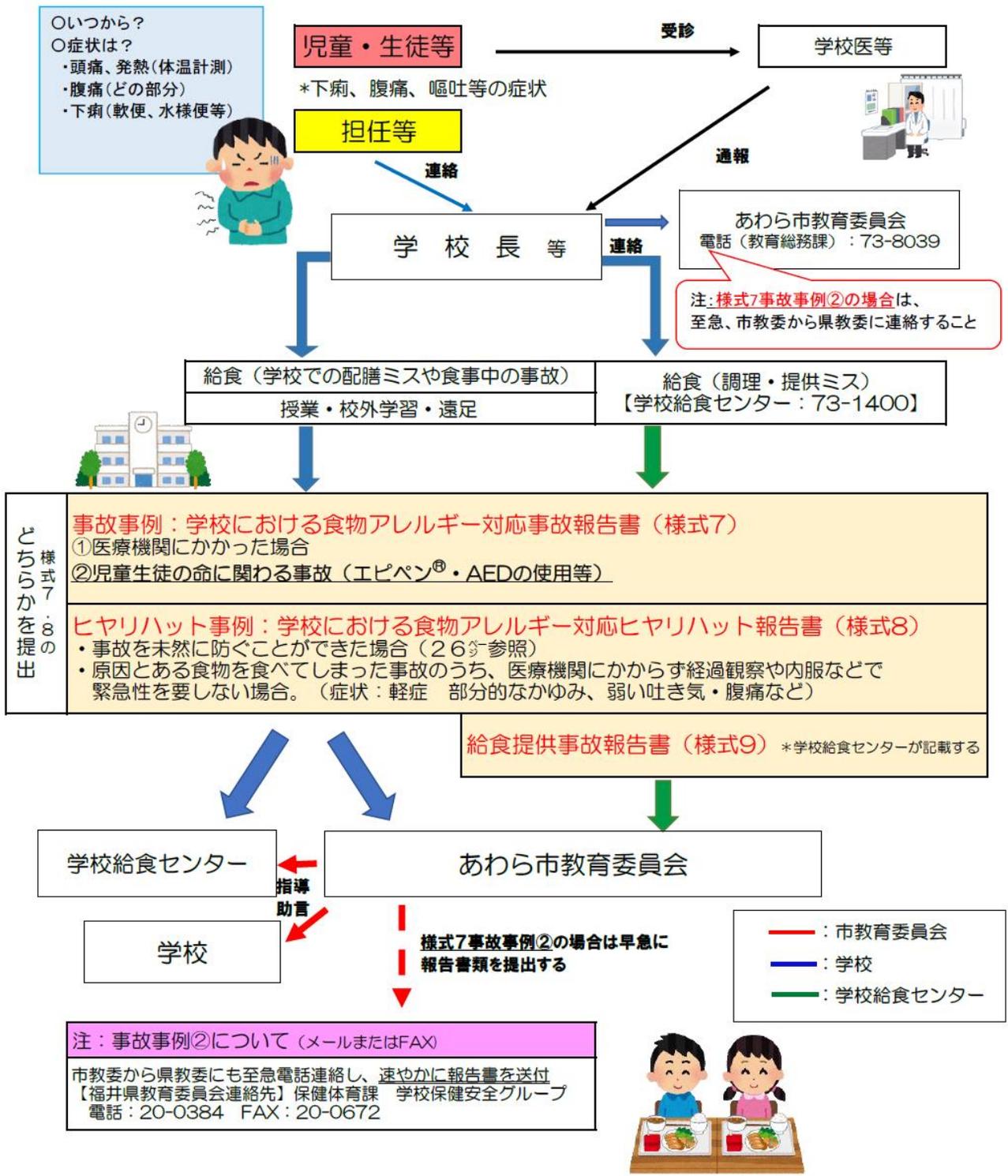
◆提出書類

- ・給食提供事故報告書様式9
 - ・学校における食物アレルギー対応事故報告書様式7
 - ・学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット報告書様式8
- } 様式7、8
のいずれか

◆報告方法

- ・報告書を作成し、市教育委員会に提出する。また、市教育委員会の決裁終了後に、学校へ写しを送付する。

食物アレルギーの事故等の報告フローチャート



資料 食物アレルギーに関する基礎知識

(1) 食物アレルギー

① 定義

食物アレルギーとは、「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」と定義されています。

食べたり、触れたり、吸い込んだりした食物に対して、体が過敏に反応して起こる症状をいい、本来なら体にとって栄養となるはずの食物に対して、過剰に免疫反応が働いて起きる状態です。

② 原因・原因食品

食物アレルギーを起こす原因は食物中のたんぱく質なので、それ以外の脂質や糖質などの成分では基本的に症状の発症はありません。

乳幼児では鶏卵・牛乳・小麦の順に多いですが、年齢とともに変化し、小学生頃になるとピーナッツや甲殻類（エビ・カニ）、果物類、ソバなどが重要な原因食品となっていきます。

③ 症状

皮膚症状がもっとも多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック症状と多岐にわたります。

④ 病型

児童生徒にみられる食物アレルギーは症状などの特徴から、大きく3つに分類されます。食物アレルギーのタイプを知ることにより、万一の時に、どのような症状を示すかある程度予測することができます。

即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこのタイプに分類されます。食後2時間以内に、じんましん、せき、呼吸困難を起こすタイプです。食物に対して作られたIgE抗体が主たる原因と考えられています。皮膚症状と呼吸器症状など、複数の臓器の症状が同時に起き、重症の場合、特にアナフィラキシーと呼ばれます。

口腔アレルギー症候群

花粉に対するIgE抗体が、果物や野菜と反応するために起こる即時型アレルギーです。消化されると反応しなくなるため、主症状は食後5分以内に口腔内のかゆみや違和感などですが、大量に食べた場合、全身症状が出てしまうこともあります。

食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食べるだけなら大丈夫でも、食後に運動をすることによりアナフィラキシーが起こる場合があります。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、未消化なたんぱく質が吸収されて起きると考えられています。発症は食後2時間以内が多く、原因食物の大部分が小麦と甲殻類だと言われています。

*アナフィラキシー・アナフィラキシーショック

食物アレルギー反応の中でも、じんましん、または、腹痛などひとつにとどまらず、皮膚(じんましんや発赤、かゆみ)、呼吸器(せき、くしゃみ、ゼーゼーする、呼吸困難)、消化器(腹痛、嘔吐)、循環器(脈が速い、血圧低下)、神経(活動性の変化、意識の変化)など複数に重い症状があらわれるものをアナフィラキシーと呼びます。食物以外でも、薬物やハチ毒などが原因で起こります。

血圧低下や意識障害などのショック症状を伴う場合は、アナフィラキシーショックと呼び、生命をおびやかす危険な状態です。アナフィラキシーショックの場合には、早急な治療開始が重要であり、一刻も早く医療機関で治療を受けなければなりません。児童生徒がアドレナリン自己注射薬(エピペン®)を携行している場合は速やかに使用し、その後は医療機関を受診しなければなりません。

(2) 食物アレルギーの診断

一般に、食物アレルギーを血液検査だけで判断することはできません。実際に起きた症状と食物アレルギー負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断します。

食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いと考えられます。除去品目が多いと食物アレルギー対応が大変になるだけでなく、成長発達が著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「診断根拠」を参考に保護者や医師等と相談しながら、正しい診断(必要最小限の除去)を促していくことが必要です。

学校での食物アレルギーに対する取り組みとしては、「学校内でのアレルギー発症をなくすこと」が第一目標ですが、同時に児童生徒の健全な発育発達の観点から、不要な食事制限をなくすことも重要です。

診断根拠	内 容
①明らかな症状の既往	<p>過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、診断根拠として高い位置づけになります。ただし、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性化(食べられるようになること)することが知られています。実際に乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子どもの9割は就学前に耐性化するので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、“明らかな症状の既往”は診断根拠としての意味合いを失っている可能性があります。ただし、そば、落花生、貝・甲殻類、魚類などの耐性化率はあまり高くないことが知られています。</p>
②食物負荷試験陽性	<p>原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験で、結果は①に準じたものと考えられています。ただし、①と同様に主な原因食物についての1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度、検討する必要があります。</p> <p>診断するときと同様に、耐性化(食べられるようになること)も血液や皮膚検査だけから判断することはできません。</p>
③IgE抗体などの検査陽性	<p>血液検査で、IgE抗体値が異常に高い場合は、これだけを根拠に診断する場合もありますが、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできません。検査結果が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実です。</p> <p>除去品目数が多い場合や③だけが診断根拠の場合には、保護者を通じて主治医に再度確認する必要があります。しばらく耐性化の検証が行われていないのであれば、食物負荷試験の実施を検討してもらいます。</p>

< エピペン® の適切な管理について >

- 専用ケースに入れて保存・携帯
- 15～30℃での保存が望ましい
- 夏場に持ち歩く際の工夫

(例)

- ・保冷バックに入れる。
- ・冷蔵庫で冷やした保冷剤(冷凍庫で凍らせた保冷剤は冷やしすぎる恐れ有り)をタオルなどで包んだものや、冷たい飲料水のペットボトルなどと一緒に入れる。

資料 エピペン® の使い方

①ケースから取り出す		②しっかり握る	
	ケースのカバーキャップを回しながら開け、エピペン®を取り出す。		オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手でしっかり持つ。 (グーで握る)
③安全キャップを外す		④太ももに注射する	
	青い安全キャップを外す。		太ももの外側に、エピペン®の先端 (オレンジ色の部分)を軽くあて、 “カチッ”と音がするまで強く押し当てる。
5秒数える。			
【座位の場合】		【介助者がいる場合】	
<ul style="list-style-type: none"> ・衣類の上から打つことができる。(ポケットの中身を確認) ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中よりやや外側に注射する。 			
⑤確認する		⑥マッサージする	
	エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。		打った部位を 10秒間マッサージする。
伸びていない場合は、④に戻る。			

※注射液が残っていても、再度注射することはできません。

※エピペン®によっては、針がむき出しになっている物もあります。

※使用済みのエピペン®は針先側から携帯用ケースに戻し、カバーキャップを回しながら押し込みます。医療機関等へ提出してください。

※エピペン®を持っている児童生徒のいる学校では、必ず年に数回訓練行うことが大切です。

参考文献

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」
平成 27 年 3 月 文部科学省 発行
- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」
平成 30 年 3 月 福井県教育委員会 発行
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」
令和 2 年 3 月 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 監修
公益財団法人 日本学校保健会 発行
- 「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2017」
平成 29 年 厚生労働科学研究班 作成
- 「食物アレルギー診療ガイドライン 2021」
令和 3 年 11 月 海老澤宏／伊藤浩明／藤沢隆夫 監修
一般社団法人日本小児アレルギー学会 作成

(様式1)

食物アレルギーに関する調査票【新1年生対象】

※この調査票は、来春入学予定の全てのお子様を対象です。就学時健康診断の際に保健調査票と併せてご提出下さい。

ふりがな		入学予定の学校名	小学校
お子様の氏名	(男・女)	(現在通っている施設名)	()
保護者氏名		連絡先	(続柄:)

*食物アレルギーに関して詳細な内容を確認する場合がありますので、様子や症状を理解している方の連絡先をご記入ください。

問1. お子様は現在、食物アレルギーがありますか? (はい ・ いいえ)

以下は、問1で「はい」と答えた方のみご記入ください。

問2. 原因食品や具体的な症状、また、家庭での摂取状況についてご記入ください。

原因食品	症状	家庭等での摂取状況
(記入例) 乳・乳製品	蕁麻疹、咳、腹痛、嘔吐、口腔内の痒み、 アナフィラキシーショック など	・調理の段階で常に除去(完全除去) ・少量なら摂取可

問3. アレルギー検査を受けたことがありますか?

ない ある ⇒ 医療機関名: _____

(複数回答可) IgE抗体値検査 (直近の検査時期: _____年 _____月)

食物負荷検査 (直近の検査時期: _____年 _____月)

その他 (検査方法: _____ 直近の検査時期: _____年 _____月)

問4. 食後に運動することでアレルギー症状を発症したことがありますか?

ない ある ⇒ 食事との関連が (ある ない 不明)

問5. 緊急時に備えた処方薬がありますか?

ない ある ⇒ アドレナリン自己注射薬(エピペン®) 内服薬

問6. 現在、通園している施設にて何か配慮されていますか? 具体的な内容の記入をお願いします。

いいえ はい ⇒ (_____)

問7. 学校給食において、食物アレルギーの対応を希望しますか?

希望しない

希望する ⇒ 【 郵便番号: _____ 住所: _____ 】

※対応を希望される場合は、説明会等の案内文を送付しますのでご住所をご記入ください

【学校給食において食物アレルギー対応を希望される方へ】

*医師の診断や検査結果等から食物アレルギーと診断され、医師の指導のもと家庭でも除去を行っている児童が対象
～食物アレルギー対応決定までの流れ～

○12月中旬: 学校給食センターにて説明会を実施

○1月下旬: 必要書類の提出 (医療機関で記載された「学校生活管理指導表」、「申請書」等の提出が必須)

○2月中旬: 入学予定の小学校にて面談を実施

(様式2)

学校給食食物アレルギー対応実施申請書

新規

令和 年 月 日

あわら市教育委員会 様

保護者氏名 _____

学校給食における食物アレルギーについて、医師の診断結果に基づき、下記のとおり申請します。

学校名／学年 組 番	学校 年 組 番		生年月日 平成・令和 年 月 日 (男・女)
ふりがな			
児童生徒氏名			
自宅住所	〒		電話番号
医療機関名 所在地 医師名			電話番号
診断方法	IgE 抗体値検査陽性	有・無	検査日: 年 月 日
	食物負荷試験陽性	有・無	検査日: 年 月 日
	医師の診察による診断	有・無	(問診や内診等)
原因食物について *「家庭での対応」については、一部除去や完全除去など詳細な内容を記載してください。	原因食物	症状	家庭での対応
運動との関連性について	有・無・不明	【㊦の場合 原因食物: _____】	
処方薬等	アドレナリン自己注射薬(エピペン®)	有・無	
	内 服 薬	有・無 【㊦の場合 常時・緊急時】	
	そ の 他	有・無	
※1 アナフィラキシー の既往	有・無	_____歳頃	
	【㊦の場合 原因食物: _____ 症状: _____】		

※1 「アナフィラキシー」とは、食物アレルギー反応により、皮膚、呼吸器、消化器、循環器、神経など複数に重い症状があらわれることを言います。特に、血圧低下や意識障害などを伴う場合を「アナフィラキシーショック」と言います。

※裏面もご記入ください。

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

(様式3)

病型・治療		学校生活上の留意点	
<p>Ⅳ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）</p> <p>1. 即時型</p> <p>2. 口説アレルギー-症候群</p> <p>3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p>		<p>Ⅳ 給食</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅴ 食物・食材を扱う授業・活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅵ 運動（体育・部活動等）</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅶ 宿日を伴う校外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅷ 原因食物を除去する場合には、給食対応が困難となる場合がある場合があります。</p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清・酪素・カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚卵：かつおだし・いりこだし・魚醤 内類：エキス</p> <p>Ⅷ その他の配慮・管理事項（自由記述）</p>	
<p>Ⅳ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</p> <p>1. 食物（原因）</p> <p>2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>3. 運動誘発アナフィラキシー</p> <p>4. 昆虫</p> <p>5. 医薬品</p> <p>6. その他</p>		<p>Ⅳ 原因食物・除去困難 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去要拠を記載</p> <p>1. 鶏卵 ()</p> <p>2. 牛乳・乳製品 ()</p> <p>3. 小麦 ()</p> <p>4. ソバ ()</p> <p>5. ビーナッツ ()</p> <p>6. 甲殻類 ()</p> <p>7. 木の实類 ()</p> <p>8. 果物類 ()</p> <p>9. 魚類 ()</p> <p>10. 肉類 ()</p> <p>11. その他1 ()</p> <p>12. その他2 ()</p> <p>Ⅳ 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）</p> <p>3. その他 ()</p>	
<p>（あり・なし）</p> <p>アナフィラキシー</p> <p>（あり・なし）</p> <p>食物アレルギー</p>		<p>Ⅳ 症状のコントロール状態</p> <p>1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良</p> <p>Ⅳ-1 長期管理薬（吸入）</p> <p>1. ステロイド吸入薬 ()</p> <p>2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ()</p> <p>3. その他 ()</p> <p>Ⅳ-2 長期管理薬（内服）</p> <p>1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ()</p> <p>2. その他 ()</p> <p>Ⅳ-3 長期管理薬（注射）</p> <p>1. 生物学的製剤 ()</p> <p>2. その他 ()</p> <p>Ⅳ 発作時の対応</p> <p>1. ベータ刺激薬吸入 ()</p> <p>2. ベータ刺激薬内服 ()</p>	
<p>（あり・なし）</p> <p>気管支ぜん息</p>		<p>Ⅳ 運動（体育・部活動等）</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅴ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅵ 宿日を伴う校外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>Ⅶ その他の配慮・管理事項（自由記述）</p>	
<p>★保護者</p> <p>電話： _____</p> <p>★連絡医師機関</p> <p>医師機関名： _____</p> <p>電話： _____</p> <p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医師機関名 _____</p>		<p>★保護者</p> <p>電話： _____</p> <p>★連絡医師機関</p> <p>医師機関名： _____</p> <p>電話： _____</p> <p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医師機関名 _____</p>	

【表】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) Ⅳ 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面顔に限らず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、掻癢、掻癢主体の病変 ＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		Ⅳ フール指導及び長時間の校外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅷ その他の配慮・管理事項(自由記述)		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)		Ⅳ フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅷ その他の配慮・管理事項 (自由記述)		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)		Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ その他の配慮・管理事項 (自由記述)		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
 保護者氏名 _____

(様式4)

学校給食食物アレルギー対応変更申請書

令和 年 月 日

あわら市教育委員会 様

保護者氏名 _____

学校給食における食物アレルギー対応について、下記のとおり変更を申請します。

学校名	学校 年 組 番		
児童生徒氏名	ふりがな		
	(男 ・ 女)		
給食での対応食物			
変更内容	原因食物:		
	上記の食物について、【 追加 ・ 解除 】を希望します。		
変更理由			
家庭での摂取状況			
医療機関について	医療機関名		
	医師名		
	電話番号		
	診断日	年	月
備考			

※原因食物が追加になる場合は、「学校生活管理指導表(様式3)」を添えて提出してください。

※原因食物が解除になる場合は、医師の診断が必要です。ただし、「学校生活管理指導表(様式3)」や「診断書」の提出は不要です。

※内容変更の開始時期については、要相談となります。後日、面談をさせていただく場合があります。

(様式5)

面談票（保護者用）

記入日 令和 年 月 日

年 組 番 男・女	児童生徒氏名	
(生年月日) 平成 年 月 日生	保護者氏名	

緊急対応

緊急連絡先 第1	氏名 (続柄)	電話番号
緊急連絡先 第2	氏名 (続柄)	電話番号
緊急連絡先 第3	氏名 (続柄)	電話番号
緊急搬送先	医療機関名	電話番号
発症時の対応	救急搬送・服薬・保護者に連絡等	

質問1-1 食物アレルギーを起こす原因食品、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

原因食品	具体的な症状 (じんましん、腹痛、嘔吐、 口腔症状：かゆみ・腫れ、 アナフィラキシーショック等)	症状が 出る量	加熱による 可 食
㊦鶏卵	じんましん、 口腔内のかゆみ	つなぎ程度	㊦ ・ 不可 (半熟卵は不可)
			可 ・ 不可

質問1-2 初めて症状が出た時の様子について教えてください。(原因食品、年齢、場所、量、症状など)

質問2 かかりつけ医療機関、主治医等について教えてください。

- ・ かかりつけ医療機関名 []
- ・ 主治医氏名 []
- ・ 最終受診日 [年 月]

質問3 家庭での対応について教えてください。(複数回答可)

- () 医師の指示による除去 [食品名]
- () 経口免疫療法 [食品名]
- () 保護者の判断で(除去・喫食)している [食品名]

質問4 アナフィラキシー症状の経験はありますか。

- () ある [回数 回] [いつ、食品名]
- [具体的な症状]
- () ない

質問5 運動でアナフィラキシー症状を発症したことがありますか。

- () ある [食品との関連： 有 ・ 無]
- () ない

質問6 現在食物アレルギー疾患の治療に使用している予防薬・緊急薬について教えてください。

予防薬	薬名 () 学校に携帯希望 (する ・ しない) 使用する症状 () 管理・投与方法 ()
緊急時に使用する薬 (エピペン®以外)	薬名 () 学校に携帯希望 (する ・ しない) 使用する症状 () 管理・投与方法 ()
エピペン®	処方の有無 (あり 本・なし) 使用の有無 (あり 年 月最終使用・なし) 学校に携帯希望 (する ・ しない) 管理方法 ()

質問7 どのような学校給食の対応を希望しますか。

- () 毎月、詳細な献立表を希望する
- () 児童生徒が自分で除去する・・・[除去する食品]
- () 弁当を持参する・・・・・・[完全弁当・一部弁当(保管方法記載)]
- () 対応食を希望する・・・・・・[除去する食品]
- () その他・・・・・・[]
- () 希望しない・・・・・・[理由]

質問8 学校生活上の注意点や配慮することはありますか。

(ア) 食物・食材を扱う授業、クラブ、委員会活動、部活

(イ) 運動 (体育・部活動)

(ウ) 遠足・校外学習・宿泊を伴う校外活動

(エ) 他の児童生徒に対する指導

(オ) 他の保護者に対する説明

(カ) 医療機関・消防機関・教職員との情報共有

() 事前に情報共有してもよい () 事前に情報共有しない

(キ) その他

(様式6)

期間：令和 年 月 ~ 令和 年 月

食物アレルギー個別取組プラン

取組プラン記入日 令和 年 月 日

学 校 名

氏名	年 組	性別	生年月日
	~ 年 組		

①食物アレルギーについて 同一製造ライン・コンタミネーション・油の共有：

原因食品	具体的な症状	症状が出る量	加熱（加工）による可食

②学校給食における対応内容 詳細な成分表の配布：

アレルゲン	対応内容

③学校生活における留意事項

配慮事項と具体的な対応内容について			
対応食の取り扱い			
給食時間	配膳時		
	給食当番		
	喫食時		
	後片付け		
	理解度		
食物・食材を扱う活動及び授業	その他		
	情報提供		
	成分表等配布		
クラブ委員会活動	その他		
	配慮		
運動（体育・部活動）	配慮		運動誘発性
遠足・校外学習	弁当・おやつ交換の配慮		
	自己判断		
宿泊研修	情報提供		
	成分表等配布		
	自己判断		
清掃場所	配慮		
その他			

④情報の共有、他児童・生徒及び保護者への指導について

情報共有		他の児童・生徒への指導		他の保護者に対する説明	
------	--	-------------	--	-------------	--

⑤処方薬等および管理について

種類	管理方法・服薬について（詳細）	
エピペン [®]		
内服薬		
吸入薬		
その他		

⑥発症時の対応

* 緊急時の対応について

緊急時	

⑦緊急連絡先（連絡順）

	氏名	続柄	連絡先	電話番号
1				
2				
3				

⑧かかりつけの医療機関

医療機関名	
主治医	

____ さんの食物アレルギーに対する対応を記載の通り決定します。

令和 年度（後期）

学 校						給食センター	
校長	教頭	養護教諭	給食主任	担任	栄養教諭	所長	管理栄養士

上記の内容について確認しました。 保護者氏名 _____ (印)

令和 年度（前期）

学 校						給食センター	
校長	教頭	養護教諭	給食主任	担任	栄養教諭	所長	管理栄養士

(様式7)

学校における食物アレルギー対応 事故報告書

このたび、アレルギー対応に関わる事故がありましたので報告いたします。

記入日：令和 年 月 日 ()

学校名： 校長名： ⑩

記載者： (職種)

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分		
発生場所	具体的に記載		
ふりがな		学年・組	年 組 番
児童生徒氏名		性別	男・女
原因食物	今回の症状出現の原因食物を記入		
日常の対応 (該当する箇所○)	特になし 【原因食物】		
	レベル1 (詳細な献立表)	レベル2 (弁当)	レベル3 (除去食) レベル4 (代替食)
事故の概要	エピペン [®] の携帯 (有・無) 内服薬の携帯 (有・無)		
	新規発症・誤食・運動誘発・その他 () 症状 【咳・くしゃみ・鼻水・かゆみ (軽・強)・腫れ (目・顔)・じんましん・嘔吐・腹痛】		
学校の対応 救急搬送 保護者への連絡 (時系列で記載)	時刻【 : 】 どこで・何を食べた 誰がどのように気づいた		
今後の対応 (改善に向けて)	教訓を生かした構内での事故防止のための取り組みや、主治医からの指示を記載		
備考 (平時と異なる状況 があれば記載する)	個別取組プランの見直し 家庭から持参していた弁当の内容 前後の本人の活動、体調不良等参考になる事項を記載		

*学校において、アレルギー対応にかかわる事故 (エピペン使用、AED使用、救急搬送等) が起きた場合に報告する。

(様式8)

学校における食物アレルギー対応 ヒヤリハット報告書

このたび、アレルギー対応に関わるヒヤリハットがありましたので報告いたします。

記入日：令和 年 月 日

学校名：

校長名：

㊞

記載者：

(職種)

発生日時	令和 年 月 日 ()
概要	
校種	
時間	
症状	
対応	時刻【 : 】 どこで・何を食べた 誰がどのように気づいた
原因	
大事故に至らなかった理由	
改善策・今後の対応	

(様式9)

給食提供事故報告書

教育長	教育部長	教育総務課長	教育審議監

あわらし市学校給食センター
所長 ○○○○

センター 職員	
------------	--

作成日：令和 年 月 日

日時	令和 年 月 日		
学校			
状況			
原因			
措置内容			
備考		調査報告書を学校へ送付	
		調査報告書を持参し学校へ報告	
		調査報告書を持参し学校へ報告と謝罪	
		調査報告書を持参し学校、保護者へ報告と謝罪	

(様式10)

学校給食食物アレルギー対応食提供実施承諾書

あわら市教育委員会 様

(市学校給食センター)

令和 年 月分食物アレルギー対応食を「個人献立表」のとおり実施することについて、下記内容を確認したので承諾します。

記

1. 「詳細な献立表」(または「詳細な成分表」)において、原因食品を確認しました。
2. 「詳細な献立表」と「個人献立表」を照合した結果、原因食品が含まれない対応内容であることを確認しました。
3. 学校行事等により給食提供が無い場合は、対応食の提供も無いことを承知しました。

学校 (年 組)	
児童・生徒氏名	
確認日	令和 年 月 日
保護者氏名	

※個人献立表の変更や連絡事項等がある場合は、下枠内に記入ください。

(いつ・どの献立についての記載が分かるよう、具体的に記入ください)

月 日までに本用紙を個人用のカラーファイルに入れて、学校へ提出願います。

※学校給食センター記入欄※	
受付日	令和 年 月 日
所 長	担 当

※保護者承諾後、給食センターから対応について記載した「個人チェック表」を学校へ送付します。